

令和6年度土浦市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

市全域において、農家の高齢化が進み、農家戸数の減少が見られるとともに、不作付地・荒廃農地の拡大が進んでいる。市内水田面積において、主食用米作付の割合が約5割であり、転作作物については、レンコンが転作作付面積の約7割を占めている。

農業担い手の確保について、レンコン農家においては現状維持が可能な状況となっているが、病虫害被害が拡大しており、耕作環境の改善が課題である。また、米農家については高齢化が進んでおり、担い手農家の確保が必須である。

主食用米の需要が減少する状況において、市内水田の荒廃化や遊休化の防止のために主食用米から新規需要米や他の転作作物への転換を促進することが必要となる。

このようなことから、地域振興作物として定着したレンコンのほかに、農家収益の向上に向けた新たな地域振興作物の選定が課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本市においては、主に霞ヶ浦沿岸地域において圃場条件が適しているレンコン栽培が、土浦北地区では花き栽培が以前より盛んであり、今後も当地域においては継続した作付けを行い、さらなる作付面積の拡大を図り所得向上を目指す。

また、地域特産の農産物や加工品の生産振興を目的とした「土浦ブランド」認定の取組みにより付加価値の向上を図り、市内外への情報発信を通して販路開拓を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

市内で集積・集約化が進んでいる地域においては、担い手の育成及び大規模農家への集積をさらに進め、新規需要米への転換も推進していく。

転換作物の7割の作付面積を占めるレンコン作付農地については、数年以上栽培を継続しているところが多く存在するため、毎年の現地確認等により作付状況を確認し、水稻作への活用見込みを点検していく。畑地化に関しては、令和4、5年度にレンコン作付農地を対象として約437ha実施。令和6年度においてもレンコン作付農地について、農業委員会やJA等の関係機関と連携を図りながら畑地化を推進していく。また、麦類においても藤沢エリアを中心に産地が形成されているため、畑地化を推進していく。

地域特産作物である花きについては、生産性向上のため花き、水稻、地力増進作物によるブロックローテーションの取組みを推進していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

地域計画（旧人・農地プラン）や農地中間管理機構の活用により、中心経営体への農地集積を図り、生産性の向上を図る。併せて、業務用米など早生、晩生品種の作付を推進し、収穫時期の分散を図り効率的な生産が行えるよう取り組んでいく。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米から飼料用米への切り替えを行う生産意欲の高い生産農家を中心に、対象作物の作付面積が2ha以上となるよう農地集積を図り、生産性向上と収益性向上に取り組んでいく。また、利用供給協定に基づいた、わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わらを利用した取り組みを推進する。

イ 米粉用米

主食用米から新規需要米への切り替えを行う生産意欲の高い生産農家を中心に農地集積を図り、生産性向上と収益性向上に取り組んでいく。

ウ 新市場開拓用米

主食用米から新規需要米への切り替えを行う生産意欲の高い生産農家を中心に農地集積を図り、生産性向上と収益性向上に取り組んでいく。

エ 加工用米

主食用米から新規需要米への切り替えを行う生産意欲の高い生産農家を中心に農地集積を図り、生産性向上と収益性向上に取り組んでいく。

(3) 麦、大豆、飼料作物

水田転作の麦・大豆については、湿田で栽培され収量が少なく、作付面積が伸びていないことから、排水性の高い水田への作付を推進する。

水田や畑地において、地域特産化を図る作物として「麦」を設定し、生産振興を図るとともに、適正な農地利用に向け、相対契約や農作業受委託ではなく、農地中間管理機構を通した農地貸借による適正な農地利用を目指す。飼料作物については、作付期間以外においても農地を適正管理できるため、畜産農家などの利用者との協定締結等により、継続的な作付と水田の荒廃化防止を図っていく。

(4) そば、なたね

畑地を中心とした作付を推進し、地域の実需者との播種前契約等に基づき、現行の栽培面積を維持する。

水田転作のそばについては、収量が上がらないため、作付面積が少ないことから、排水性の高い水田などを利用し水稻生産から作付転換を推進する。また、収益性を高めるため、地域特産物としてイベント等を利用して、ブランド化を図っていく。

水田や畑地において、地域特産化を図る作物として「そば」を設定し、生産振興を図るとともに、適正な農地利用に向け相対契約や作業受委託ではなく、農地中間管理機構を通した農地貸借による適正な農地利用を目指す。

(5) 地力増進作物

ア ソルガム

水田転作のソルガムについては、高収益作物の生産性向上に資する土づくりのため作付面積拡充を図る。

イ ヘアリーベッチ

水田転作のヘアリーベッチについては、高収益作物の生産性向上に資する土づくりのため作付面積拡充を図る。

(6) 高収益作物（野菜等）

ア 野菜・豆類

ハウスなどを利用したキュウリ・トマトなどのほか、水田転作により作付されている露地栽培の野菜類・豆類については、直売所等での販売など、販路の確保について関係機関と連携していく。

イ 花き・花木・苗木類

ハウス栽培を中心としたアルストロメリアを核とし、グラジオラス・柳などを地域の振興作物として生産拡充を図り、地域特産化していく。

ウ 果樹・茶・雑穀・芝

生産調整を目的として、水田転作により栽培されている果樹・茶・雑穀・芝について、適正な肥培管理の実施により荒廃化防止を図っていく。

エ 湛水性野菜（レンコン等）

地域特産物として定着化したレンコンについて、地域振興作物として更なる生産面積の拡充と新規就農者等への栽培取組を推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	811		795		770	
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	218		220		230	
米粉用米	2.7		3		3	
新市場開拓用米	0		0		0	
WCS用稲	0		0		0	
加工用米	0		0		0	
麦	6		9		9	
大豆	0		0		0	
飼料作物	1.4		2		2	
・子実用とうもろこし	0		0		0	
そば	6	5.2	7	6	7	6
なたね	0		0		0	
地力増進作物	2.9		3		3	
高収益作物	486		490		500	
・野菜	476		480		490	
・花き・花木	9.3		9.3		9.3	
・果樹	0.7		0.7		0.7	
・その他の高収益作物			0.2		0.2	
その他						
畑地化	437.5		450		460	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	飼料用米（基幹作物）	新規需要米加算	取組面積	（令和5年度） 203.5ha	（令和6年度） 220.0ha （令和7年度） 225.0ha （令和8年度） 230.0ha
2	飼料用米（基幹作物）	耕畜連携助成加算	耕畜連携実施面積	（令和5年度） 40.3ha	（令和6年度） 43.0ha （令和7年度） 45.0ha （令和8年度） 47.0ha
3	飼料用米（基幹作物）	新規需要米団地形成加算	取組面積	（令和5年度） 114.8ha	（令和6年度） 150.0ha （令和7年度） 155.0ha （令和8年度） 160.0ha
4	地域振興作物（基幹作物）	地域振興作物加算	作付面積	（令和5年度） 485.5ha	（令和6年度） 490.0ha （令和7年度） 495.0ha （令和8年度） 500.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:土浦市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	新規需要米加算	1	5,000	飼料用米	2ha以上の農地集積を行い、収穫・販売すること
2	耕畜連携助成加算	3	5,000	飼料用米	耕畜連携を行い、コスト低減や作業の効率化等のいずれか1つに取組むこと
3	新規需要米団地形成加算	1	2,000	飼料用米	団地規模が概ね5ha以上の団地化の取組みを行い、収穫・販売すること
4-1	地域振興作物加算	1	6,000	地域振興作物(湛水性野菜を除く)	作物を収穫し販売すること
4-2	地域振興作物加算(湛水性野菜)	1	2,000	地域振興作物(湛水性野菜)	作物を収穫し販売すること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

「耕畜連携助成加算」の取組条件

飼料用米・米粉用米・WCS用稲・新市場開拓用米の取組について、以下のいずれか1つに取り組みば対象となります。

取組条件		具体的内容	確認書類
飼料用米専用品種の導入		- 国から示された飼料用米専用品種を作付けすること。 ※作付けをご希望の方は、お問い合わせください。	- 購入伝票 - 自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票
コスト低減の取組 (A)	温湯種子消毒	- 水稻種子の温湯種子消毒（60 度・10 分等）を行う。 - 温湯種子消毒した種子又は温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	- 作業日誌 - 温湯種子、苗を購入した場合は、購入伝票
	高密度播種育苗	1 箱当たりの播種量を増やし（250 g～300 g 程度）移植時の使用箱数を削減する。	- 作業日誌 - 育苗時写真
	プール育苗	簡易水槽により常に水が張っている状態で苗を育てる。	- 作業日誌 - 育苗時写真
	堆肥施用	堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。	- 作業日誌 - 購入伝票
	側条施肥	田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する。	- 作業日誌 - 作業写真
	低成分肥料（単肥配合を含む）施肥	土壌診断に基づく低成分肥料（窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料）の利用する。この肥料には、農業者等が自ら単肥を配合したものも含む。	- 作業日誌 - 診断結果 - 購入伝票
	流し込み施肥	追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む。	- 作業日誌 - 購入伝票
	疎植栽培	50 株/坪 以下（株間22cm以上）で田植えすること。	- 作業日誌 - 栽培写真
	立毛乾燥	通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。	作業日誌
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	- 作業日誌 - 作業写真
	可変施肥機の利用	収量の安定を図るため、生育ムラをなくすよう施肥量の増減を行う。	- 作業日誌 - 作業写真
	ドローン等の活用による施肥・農薬散布	農業者自らがラジコンヘリやドローンの活用によって空中散布を行う。	- 作業日誌 - 作業写真
作業の効率化の取組 (B)	フレコン出荷 ※自家利用でのフレコン管理含む。	- 計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 - 自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	- 作業日誌 - 出荷伝票
	連坦化	概ね2ha以上の連坦団地で対象作物（いずれか1つ）の作付けを行うこと。	- 作業日誌 - 圃場位置図
	共同乾燥調製施設（CE・RC）の活用	品質の均一性及び作業の効率化を図るため、共同乾燥調製施設を活用する。	使用料明細
組織的な取組 (C)	人・農地プランに掲げられた担い手	各地域における農業の担い手であること。かつ、農地を集積していること。	- 人・農地プラン - 営農計画書
	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	- 規約（写） - 通帳（写）
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	- 規約（写） - 組合員名簿

(別紙) 地域振興作物の交付対象作物及び交付単価

※同一のは場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。
二毛作で作付けされたものを除く。

※助成対象となる作物は、令和6年度（令和6年4月～7年3月）産のものとする。

○野菜

・きのこ類・ハーブ類を含む野菜全般、小豆、落花生
6,000円/10a（上限単価7,000円/10a）

・湛水性野菜 2,000円/10a（上限単価4,000円/10a）
れんこん、せり、クレソン

○花き・花木 6,000円/10a（上限単価7,000円/10a）
鉢物類、花壇用苗物、種苗、苗木類を含む花き・花木全般
※令和5年度が生育期間に当たる場合は次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥
培管理等を行うことを条件に助成対象とする。
※種苗類等を生産した農家自らが需要者として使用する場合は、販売伝票等の代わりに
「その使用状況が分かる帳簿等」を備えておくことで助成対象とする。

○果樹 6,000円/10a（上限単価7,000円/10a）
果樹全般

※令和3年度から当該年度に新植した水田とする。
また、21年度の産地確立計画において、果樹に対して助成対象期間を定めており、
新植した年度を含む4年間を助成対象期間とする。

○その他

芝 6,000円/10a（上限単価7,000円/10a）
※令和6年度が生育期間に当たる場合は次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥
培管理等を行うことを条件に助成対象とする。